

遺失物法施行令第5条第5号の規定により下記の施設占有者を特例施設占有者に指定しました。

令和8年7月9日

長野県公安委員会委員長

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社マルハン

京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地

代表取締役 韓 裕

- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

マルハン佐久店                      長野県佐久市岩村田4478-1-9

マルハン松本店                      長野県松本市市場1番69号

マルハンメガシティ長野   長野県長野市松岡二丁目8-4